


町内会に対する補助制度を拡充 ～町内会活動が持続できるよう財政運営を支援します～

1 目的

区・町内会・自治会の安定的な財政運営を支援するため、区・町内会・自治会が管理する防犯灯の電気料補助金の補助率を引き上げるとともに、今後老朽化が進む集会施設の解体費用の補助を新設し、町内会の財政的負担の軽減を図ります。

2 概要

補助名称	防犯灯電気料補助金	集会施設整備事業費補助金
現行制度	防犯灯の年間電気料相当額の2分の1を補助	コミュニティ集会施設について、新築、増築、建替、修繕にかかる事業費の2分の1を補助（新築、増築、建替の補助額上限1500万円、修繕の補助額上限500万円）
拡充内容	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>年間電気料相当額を補助</p> <p>※ 年間電気料相当額 = 4月分電気料金×12</p> 	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>・ 解体に対する補助（上限200万円）を新設</p> <p>・ 建替の場合、新築補助額（上限1,500万円）に解体補助額（上限200万円）を上乗せ</p> <p>※ 上限額は鉄骨造又は鉄筋造の場合</p> 
予算額	36,162千円	14,705千円 令和6年度は解体、建替の予定なし
開始時期	令和6年度申請分から開始	令和6年度申請分から開始 (ただし、令和6年度は、緊急的な解体のみ対象)
令和5年度実績等（見込）	補助団体数 329団体 補助灯数 17,647灯 補助金額 16,584千円	補助団体数 18団体 施設数 18施設 補助金額 19,102千円